平成２２年（フ）第８０号
三重県四日市市日永西４丁目２番18号
債務者　森　　美鶴
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
三重県四日市市万古町２番25―704号
債務者　吉田　和生
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
三重県四日市市西坂部町3503番地１
債務者　酒井　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
三重県四日市市中川原３丁目２番11号
債務者　松田　雅圭
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第６８７号
兵庫県赤穂市中広1725番地の10
債務者　眞田　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１０号
兵庫県姫路市野里493番地５
債務者　前田　貴康
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０号
鳥取県鳥取市国府町奥谷２丁目203－１
シャルマンＢ104号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市気高町新町２丁目80番地　浜村白い雲ハイツ206号
債務者　堀尾　美沙
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
鳥取県鳥取市本町１丁目104番地
債務者　宮本　壽夫
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２号
鳥取県鳥取市本町１丁目104番地
債務者　宮本しづ子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市行徳３丁目264番地２　恵信荘ち号、旧住所鳥取県鳥取市瓦町709番地　清水マンション201号
債務者　山本はるみ
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2169番地
債務者　中田　典子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
鳥取県東伯郡北栄町大谷31番地１
債務者　梅津　良雄
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１５１１号
広島市西区庚午中２丁目14番８―301号
債務者　千葉満智子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３号
広島市西区古江西町４番17―106号
債務者　山本　仁之
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３号
広島県廿日市市宮島口２丁目９番43号
債務者　岡本　　修
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６号
広島市佐伯区美の里１丁目８番22―10―605号
債務者　竹野　智幸
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３号
広島市中区基町20番１―966号
債務者　山本加奈こと　金　　加奈
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６９号
広島市中区舟入幸町16番16―402号
債務者　増本　　真
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部